

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地			
静岡福祉医療専門学校		平成10年3月23日	中村 徹		〒 422-8061 (住所) 静岡市駿河区森下町4-25 (電話) 054-280-0173			
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地			
学校法人中村学園		昭和47年4月10日	理事長 中村 徹		〒 420-0494 (住所) 静岡市葵区与一五丁目3-25 (電話) 054-271-5700			
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
教育・社会福祉	専門課程	総合福祉学科	平成17(2005)年度	-	平成26(2014)年度			
学科の目的	急速な少子・高齢化が進展するなか、複雑化・多様化・高度化する福祉・介護ニーズに対応できる中核的人材として、1年以上の実務経験を経て、高齢者、障害者、児童、生活困窮者など、福祉界全ての分野において活躍できる総合的な相談援助の力量を持つ福祉介護職を育成することを目的とする。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	介護福祉士(卒業時受験資格取得)、社会福祉主事任用資格(卒業時取得)、社会福祉士受験資格(卒業後実務1年にて取得)、ビジネス能力検定試験、社会人常識マナー検定							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	3,350 単位時間 186 単位	2,190 単位時間 146 単位	390 単位時間 17 単位	680 単位時間 17 単位	0 単位時間 0 単位	90 単位時間 6 単位
	生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)				
84人	40人	0人	0%					
就職等の状況	■卒業生数(C)		14	人				
	■就職希望者数(D)		14	人				
	■就職者数(E)		14	人				
	■地元就職者数(F)		14	人				
	■就職率(E/D)		100	%				
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		100	%				
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100	%				
	■進学者数		0	人				
	■その他							
	(令和4年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)							
■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 市職員、相談支援事業所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		0					
当該学科のホームページURL	https://www.can.ac.jp/fukushi/department/welfare/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		680 単位時間					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		680 単位時間						
うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間						
うち必修授業時数		680 単位時間						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		680 単位時間						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間						
(B: 単位数による算定)								
総授業時数		〇〇 単位						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		〇〇 単位						
うち企業等と連携した演習の授業時数		〇〇 単位						
うち必修授業時数		〇〇 単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		〇〇 単位						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		〇〇 単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		〇〇 単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		3人					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0人					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0人					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1人					
	計		4人					
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		4人						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 専修学校 専門課程の教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校 専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。
 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、少子高齢社会時代の介護を担う学生たちが実際に働く現場を知るにあたり、ボランティア活動や実習を活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
 ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記
 「委員会」は、専修学校 専門課程の教育課程の編成を行うにあたり、関係機関・団体等の要請を十分に活かしつつ、当該専修学校 専門課程の専攻分野に関する職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するために設置する。
 「委員会」では、毎回分野ごとの部会を設け、全教員が参加して意見交換を行う。委員から頂戴した意見は、学科会議において精査し、教育内容に反映していく。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
鳥羽 茂	特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会 事務局長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	①
白鳥 智美	学校法人中村学園 第一ひかり幼稚園 園長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
間室 千明	医療法人社団アールアンドオー 介護老人保健施設 エスコートタウン静岡 副施設長補	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
大久保 武明	一期一会トータルケア株式会社 専務取締役	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	③
原木 伴美	静岡福祉医療専門学校 教務課長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(3年)	—
後藤 明子	静岡福祉医療専門学校 子ども心理学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
井川 真世	静岡福祉医療専門学校 総合福祉学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
三嶋 秀子	静岡福祉医療専門学校 介護福祉学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
鈴木 ほまれ	静岡福祉医療専門学校 視能訓練士学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
後藤 明子	静岡福祉医療専門学校 子ども心理学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
井川 真世	静岡福祉医療専門学校 総合福祉学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
三嶋 秀子	静岡福祉医療専門学校 介護福祉学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—
鈴木 ほまれ	静岡福祉医療専門学校 視能訓練士学科 学科長	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(7月、1月)

(開催日時(実績))

第1回 令和5年7月27日 14:00～15:30

第2回 令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

第〇回 令和〇年〇月〇日 〇〇:〇〇～〇〇:〇〇

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

福祉・介護分野の人材養成における産学連携には、カリキュラム上の実習、カリキュラム外のボランティア、そして、学生が主体的に企画し実行する各種の地域活動がある。教育課程編成委員には、日頃これらの活動において学生がお世話になっている施設や団体の方々になって頂いており、委員会では、これらの活動に対する率直な評価を伺うことができる。

委員の所属する施設へ就職した卒業生の様子やキャリアアップについてお話を伺うことで、在学中の教育プログラムに必要な内容についてもご意見を頂戴している。特にコミュニケーション能力とプランニング力を高める教育を授業の中で取り入れていくことが課題として挙げられた。

また、CANスカラシップの学生リーダーをはじめとし、地域に出てできる活動、地域社会から求められている活動についてご教授いただき、積極的に地域に出て活動をしていくのはもちろんのこと、SNSの運用やオンラインを活用したネットワーク作りについてもアドバイスいただき、エコキャップ運動や福祉イベントへの参加等活動を形にすることができている。

これらのご提案は、教職員間で共有し、養成校が向かう方向性を議論するとともに、学科の目指す姿として活かしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

本コースでは、1・2年次における介護実習では、介護福祉士の資格を得るために必要な知識・技術を習得する目的で2年間に12週間行い、段階的に4回に分けている。

1年次の介護実習Ⅰは、利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、様々な生活の場において個別のケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種共同や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。これらの実習を2回に分けて実施する。

2年次の介護実習Ⅱは、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を学習する。これらの実習を2回に分けて実施する。

3年次には、社会福祉主事、社会福祉士受験資格を取得するために必要な「社会福祉援助技術現場実習」「相談援助実習」を行い、相談援助業務の社会福祉関係の各種機関・団体、施設における位置づけと相談援助業務の特徴について学ぶ。また、相談援助業務の価値と役割に関する認識を深め、これまで学んだ相談援助の理論と経験を活かし、個別支援計画の立案を行う。

実習指導は、実習要綱に基づき、現場の指導者と巡回教員が連絡・連携を取り合いながら、学生の指導を連携して行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

1年次の介護実習Ⅰは、利用者の暮らしや住まい等の日常生活の理解や多様な介護サービスの理解を行うことができるよう、様々な生活の場において個別のケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種共同や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。また、学内で学んだ知識・技術に基づき利用者との人間関係を深め、働く現場を見つめ自己を振り返り、理解力・判断力を養う。1年次を2回に分けて実施する。

2年次の介護実習Ⅱは、個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を学習する。自己の技術・知識・態度の振り返り、人間と介護の本質を認識・追及しながらチームの一員として介護を展開する能力を養う。2年次を2回に分けて実施する。

3年次の社会福祉現場実習および相談援助実習は、学内では学習した「価値・知識・技術」の統合化を図るとともに、「使う」「実践できる」という段階に到達するためのものである。介護過程の実習とは異なり、直接学生が利用者に関与することに加え、法制度やボランティアなど、社会資源を活用し、利用者の環境に関与させる、また多職種連携や機関・団体との連携などを視野に入れながら、個別支援計画の立案に至ることを目的とする。

いずれの実習も、実習要綱に基づき、現場の指導者と巡回教員が連絡・連携を取り合いながら、学生の指導を協働する。

具体的には、PDCAサイクルを念頭に置き、学校での事前学習を踏まえた実習先でのオリエンテーションにはじまり、実習中は、指導者と教員が密に連絡を取りながら巡回訪問を行う。そして、実習後は、指導者の評価を踏まえた個別指導を経て、実習報告会を開催し、自らの成長を学生が自覚できるようにしている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	さまざまな生活の場における個人の生活を理解したうえで、個別ケアを考え、コミュニケーションの実施、他職種協働を通じ介護福祉士としての役割について理解する。	グループホーム小芝の家・小坂の郷デイサービスセンター・ホームヘルパーステーションしずおか・小規模多機能ホームまごころの家・特別養護老人ホーム吉津園・介護老人保健施設かけがわ苑・救護施設葵寮・障害者支援施設百花園宮前ロッジ等96施設
介護実習Ⅱ	個別性理解のもと介護計画の立案・実施・評価を行う。具体的な介護サービス提供の基本となる実践力を養い、チームの一員として他職種連携の重要性を学ぶ。	特別養護老人ホームながいずみホーム・介護老人保健施設みゆきの苑・救護施設葵寮・障害者支援施設桜の園等78施設
社会福祉現場実習	社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶ。	児童養護施設 静岡ホーム・母子生活支援施設千代田寮・長田地域包括支援センター・小鹿苑ケアプラン部・地域生活支援センターせふりー・静岡市救護所・生活介護虹の家・菊川市社会福祉協議会・藤枝市福祉事務所・特別養護老人ホーム高麗等110ヶ所
相談援助実習	社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおして、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶとともに、個別支援計画の立案を行う。	児童養護施設 静岡ホーム・母子生活支援施設千代田寮・長田地域包括支援センター・小鹿苑ケアプラン部・地域生活支援センターせふりー・静岡市救護所・生活介護虹の家・菊川市社会福祉協議会・藤枝市福祉事務所・特別養護老人ホーム高麗等110ヶ所

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係	
(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記 静岡福祉医療専門学校「研修に関する規定」 制定：平成24年4月1日 (目的) 第一条 本学の教職員は、専修学校 専門課程としての社会的責務が果せるよう、校訓と「建学の精神」に基づき、益々高度化する現代社会の変化に対応し、クリエイティブな精神を培い、広く国際社会に貢献できる人格の育成が可能となるよう、常に自らのスキルアップに勤めなくてはならない。 二 前項の目的を達成するため、学内研修の実施と学外研修の参加に関する規定を設ける。	
(2) 研修等の実績	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名： 施設経営・管理者・主任セミナー	連携企業等：(特非)大阪障害者センター
期間： 令和4年9月10日	対象：教員D
内容 障害者福祉関係の研究者と現場職員が一堂に会し、現在の時事問題や現場での課題などを議論する研究会です。ウィズコロナ時代における政策動向と現場の状況に関する講義とシンポジウム。	
研修名： 障害学会第19回大会	連携企業等：障害学会
期間： 令和4年9月17日	対象：教員D
内容 「障害とは何か」という本質的な命題を障害当事者と研究者が共に探求する学会です。理論的な研究報告に加え、各地での実践や障害当事者のエッセイなど、例年、幅広い報告と議論が行われております。今年度は、コロナ禍における健康や生活の動向や政策動向などの報告。	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名： いきがい・助け合いサミットin東京	連携企業等：(公財)さわやか福祉財団
期間： 令和4年9月2日	対象：教員A
内容 地域共生社会の実現に向けて、生活支援コーディネーターや民生委員、行政や社協などが集まり行われているシンポジウム及び分科会です。実習指導で生かすために①地域とのつながりを反映させたケアプランの作成方法を学ぶ。	
研修名： 第4回こども発達支援研修会	連携企業等：(一社)こども発達支援研究会
期間： 令和4年8月19日	対象：教員B
内容 発達支援事業所、小学校などにて50名以上の支援に関わり、障害児の放課後等デイサービスの研修講師も担当する講師による研修会です。講師当人もADHD、ASDの当事者であり、当事者としての経験と専門知識に基づく実用性の高い研修です。臨床で活用できる「愛着障害の知識」を学ぶ。	
(3) 研修等の計画	
① 専攻分野における実務に関する研修等	
研修名： 高齢者福祉・障害者福祉の今を学ぶ	連携企業等：公益財団法人社会福祉振興・試験センター
期間： 令和5年8月25日、11月16日	対象：教員A
内容 現在の福祉の関心を持つ者等に対して福祉の知識を深めることを目的とした研修となります。内容は「高齢者福祉行政の動向」「地域共生社会の実践」「障害者福祉行政の動向」になります。	
研修名： 2023年度 社会福祉士・精神保健福祉士 実習演習担当教員講習会	連携企業等：日本ソーシャルワーカー教育学校連盟
期間： 令和5年8月7日～31日	対象：教員C
内容 厚生労働省令に定められた社会福祉士ならびに精神保健福祉士の養成課程における実習演習科目担当教員の要件を満たすための認定講習、科目担当教員の資質向上を目的に開催しています。	
② 指導力の修得・向上のための研修等	
研修名： 令和5年度 新任教員研修	連携企業等：(公社)静岡県職業教育振興会
期間： 令和5年8月2日～10日	対象：教員C
内容 静岡県内に設置されている専修学校・各種学校の新任教員に対する必須研修であり、専修学校・各種学校の歴史や法制上の位置付け、教育方法や授業案作成方法などに関して、座学や演習・実習を交えて実践的に学ぶものです。	
研修名： 「こども発達支援研究会公開講座 第2回 ～ASD(自閉スペクトラム症)の理論と支援～」 ① 「こども発達支援研究会公開講座 第4回 ～LDの理論と学習支援(基礎編)～」②	連携企業等：こども発達支援研修会事務局
期間： ①令和5年7月7日 ②令和5年7月21日	対象：教員B
内容 今年度より障害者福祉論Ⅰ・Ⅱを受け持つようになったこと、介護実習、SW実習での巡回指導時に学生から発達障害に関する質問が多いため詳しく学ぶ。①特別支援教育の観点から「ASDの基礎的な情報」と「支援方法」の具体例、②発達障害児支援での学習支援がテーマ	
研修名： 女性のための支援者養成講座+(プラス)	連携企業等：NPO法人 男女共同参画フォーラムしずおか
期間： 令和5年9月24日、10月15日、10月29日、11月26日、12月17日	対象：教員A
内容 女性支援に携わっている人(相談員・教員・看護師・保育士等)が対象のステップアップ講座。DV被害者支援、女性支援法について、非正規シングル女性への支援、大切な人を亡くした方への支援、安全・安心の傾聴スキルと全5回の講座。	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

- ・関連分野の代表者、卒業生の代表者(=最も身近なプロフェッショナルとしての存在)に対し、本学の自己点検・評価について報告。
- ・教育活動全般、学内施設・設備関係、広報的活動、財務等への専門的助言を得る。
- ・教育の質を向上させ、教育の質の担保し、地域の人材ニーズに対応することで、卒業生及び卒業生の就職先(採用側)の満足度を向上させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 教育理念・目標 ・「建学の精神」「校訓」に対する教員の理解、学生指導及び入学予定者への指導 ・プロフェッショナルを輩出することへの責務 ・高等職業機関として地域、社会への貢献 ・学科ごとの教育目標
(2) 学校運営	1. 教育理念・目標 ・学生募集、学生の教育、職業人として輩出することへの組織な対応 ・的確な情報公開
(3) 教育活動	2. 教育活動 ・教育目標に合致した職業教育の実施
(4) 学修成果	2. 教育活動 ・学生が目指す分野への就職率 ・国家試験、各種検定試験における合格率
(5) 学生支援	6. 学生生活支援 ・学生の日常生活指導 ・学校独自の奨学金制度 ・公的な奨学金制度利用についての指導
(6) 教育環境	5. 施設・設備等 ・カリキュラム上必要な施設・設備の整備 ・施設・設備の的確な維持
(7) 学生の受け入れ募集	3. 学生受け入れ ・高等学校・生徒・保護者に対する広報の企画・運営 ・オープンキャンパスの企画・運営 時期ごとの目的明示 ・オフィシャルサイトによる情報発信
(8) 財務	8. 財務 ・財務基盤 ・予算・収支計画の妥当性 ・適正な会計監査 ・財務に関する情報公開
(9) 法令等の遵守	2. 教育活動 ・学生に対するコンプライアンス教育 4. 教職員組織 ・教職員のコンプライアンス研修 ・改正個人情報保護の学外・学内研修
(10) 社会貢献・地域貢献	2. 教育活動 ・地域ボランティア活動 ・社会人向け講座(介護職員初任者研修、実務者研修)企画・運営
(11) 国際交流	2. 教育活動 ・海外研修学旅行における現地大学生との交流 ・同、福祉施設、教育施設、医療機関の視察、情報交換

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学生生活の基本的な姿勢に関する指導に加え、授業内容の改善や実習方法の改善、そして就職指導に反映させている。また、外部委員の意見を今年度・来年度の教育活動その他の学校運営の改善等に活用する。

具体的には、学生の基礎学力や社会人としての常識マナーの低下が目立つという委員からの意見を踏まえ、ビジネス能力検定、もしくは社会人常識マナー検定を学生に義務化し、全教員で指導に当たるようになった。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
鳥羽 茂	特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会 事務局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	業界団体等 の役員
増田 智美	学校法人中村学園 第一ひかり幼稚園 園長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	企業等委員
川崎 誠之	社会福祉法人 駿河会 特別養護老人ホーム 晃の園 園長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	卒業生
石間 洋美	一般社団法人 日本顧問介護士協会 理事長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.can.ac.jp/fukushi/info/information/>

公表時期: 令和〇年〇月〇日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育方針、教育内容の公開することで産学連携の基礎をつくり、教育目標・教育内容と現場ニーズをマッチングさせる。

その結果、地域の社会的認知を獲得する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	1. 教育理念・目標
(2) 各学科等の教育	2. 教育活動
(3) 教職員	4. 教職員組織
(4) キャリア教育・実践的職業教育	2. 教育活動
(5) 様々な教育活動・教育環境	2. 教育活動 5. 施設・設備等
(6) 学生の生活支援	6. 学生生活支援
(7) 学生納付金・修学支援	6. 学生生活支援
(8) 学校の財務	8. 財務
(9) 学校評価	1. 教育理念・目標
(10) 国際連携の状況	2. 教育活動 (海外研修における交流・視察)
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <https://www.can.ac.jp/fukushi/info/>

公表時期: 令和5年4月21日

授業科目等の概要

#REF1	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所			企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実	校内	校外	専任	
1	○			現代倫理	倫理学を基盤として現代の青年たちに欠落している面を追及し、「全人教育」に向ける。「生きる」ことの意味を考察させることから、さらに「働く」ことの意味を考えさせる。	1通	60	4	○			○		○	
2	○			相談援助の基盤と専門職Ⅰ	相談援助の理論を基盤とした対人援助職の基礎的学習を行う。同時に、介護職の基本である多職種連携の重要性のもと、それぞれの役割と機能を考える。	1前	30	2	○			○		○	
3	○			チームマネジメント論	現場で起こりうる課題を題材にした事例を活用し、ケースメソッドによる学習を通して業務課題の発見や、リーダー・フォロワーの役割について義理的に考える。	1後	30	2	○			○		○	
4	○			社会福祉概論	社会福祉全般にわたる概念や価値について学び、他の各論との接点を見出す。同時に、実践場面において、それらの概念や価値がどのように生かされるのかについて学ぶ。	1通	60	4	○			○		○	
5	○			老人福祉論Ⅰ	少子・高齢化の現状、要介護高齢者と家族の現状について学び、それらを支える法制度として、介護保険法の功罪について学ぶ。同時に、福祉・介護の仕事の基盤となる法制度について学ぶ。	1後	30	2	○			○		○	
6	○			障害者福祉論Ⅰ	障害者と自立観、障害者の実態について学び、それらを支える法制度として、障害者総合支援法の功罪について学ぶ。同時に、障害者政策をめぐる国際動向と障害者権利条約について学ぶ。	1後	30	2	○			○		○	
7	○			介護概論Ⅰ	介護の目的、機能、範囲を理解し、専門職業としての介護を理解する。利用者様の尊厳を支える介護、自立に向けた介護、介護サービスを理解する。	1通	60	4	○			○		○	
8	○			介護概論Ⅱ	介護福祉士を取り巻く状況、介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ、介護従事者の倫理、介護における安全の確保とリスクマネジメント等の概念を明確にする。	2後	60	4	○			○		○	
9	○			チームケア論	最適なサービスが独善的にならず、総合的・包括的に提供されることの必要性を知り、そのために専門職、家族や地域が連携し、切れ目なく一体的に支援していくことの重要性を考える。	1通	30	2	○			○		○	
10	○			リハビリテーション論	リハビリテーションにおける尊厳を支える介護の考え方、自立に向けた介護展開方法を学ぶ。ICFの視点に基づいた利用者へのアセスメントができる。	1通	30	2	○			○		○	
11	○			形態別コミュニケーション技術	人間関係の形成・障害への支援的対応・情報授受や保管に関する文章記録の技術、これらの側面に対応するコミュニケーション技術の必要性を学び、習得する。	2通	60	4	○			○		○	
12	○			生活支援技術（概論）	生活支援の内容と、支援が目指す生活の質を理解する。利用者を「生活者」としてとらえ、自立に向けた援助方法を学ぶ。	1前	30	2	○			○		○	
13	○			生活支援技術（住居）	生活者の自立に向けた快適で安全な住環境の整備に必要な知識、技術を身につける。それを実現する技術と方法や居住環境の整備を実現できる能力を養う。	2通	30	2	○			○		○	
14	○			生活支援技術（被服）	高齢者・障害者を「生活者」という観点で考え、被服生活を支援する上で必要な知識、技術を身につけ、介護の場を想定し、実践力を身につける能力を習得する。	2前	30	2	○			○		○	
15	○			生活支援技術（調理）	高齢者・障害者の状況および介護者自身にあった栄養と調理について専門的知識・技術を身につけ、利用者の身体と心の健康づくりに役立て、潤いのある充実した食生活が創造できる支援者としての能力を養う。	2後	30	2	○			○		○	
16	○			生活支援技術Ⅰ（介護）	利用者の自立を目指した生活支援、潜在能力を引き出すとは何かを考え、安全・安楽を踏まえた基礎的な知識や技術、態度を習得する。	1通	60	4			○	○		○	
17	○			生活支援技術Ⅱ（介護）	障害のある要介護者の尊厳を保持し、生活の中でどのような困難を抱えているのかを見極める力を養う。同時に、障害そのものへの理解を深める。	2前	30	2			○	○		○	
18	○			レクリエーション論	レクリエーションの果たす役割を理解するとともに、具体的な方法や、コミュニケーションの基本を身につけ、レクリエーション支援者としての在り方を学ぶ。	1後	30	2	○			○		○	
19	○			レクリエーション活動援助技法	レクリエーションの提供を効果的に行うためのコミュニケーション技術や、ホスピタリティの構築方法を考えるとともに、実技を通じて計画作成能力・実践能力を身につける。	2前	60	4	○			○		○	
20	○			介護過程Ⅰ	介護計画の意義を考え、個別性・尊厳・倫理に基づいた介護過程の展開ができるよう、基本的な介護過程の構成、ICFに対する理解を深める。	1通	90	6	○			○		○	
21	○			介護過程Ⅱ	知識や技術を統合し、ニーズを捉える視点を養う。具体的な事例から、情報収集の展開、介護過程の実践的な展開を行い、評価・再アセスメントの重要性を考える。	2通	60	4	○			○		○	
22	○			介護総合演習Ⅰ（日本語表現）	介護実習を行ううえで介護福祉士としての心構え、社会人としてのマナーを理解し、利用者の個別性を尊重した介護実践に発展できる能力を養う。	1通	30	1		○		○		○	
23	○			介護総合演習Ⅱ	介護福祉士としての自覚を促し、実習での経験を重ねながら、専門職に求められる資質や総合的な能力を習得する。	2通	90	3		○		○		○	
24	○			介護実習Ⅰ	さまざまな生活の場における個人の生活を理解したうえで、個別ケアを考え、コミュニケーションの実施、他職種協働を通じ介護福祉士としての役割について理解する。	1通	120	3			○		○	○	○
25	○			介護実習Ⅱ	個別性理解のもと介護計画の立案・実施・評価を行う。具体的な介護サービス提供の基本となる実践力を養い、チームの一員として他職種連携の重要性を学ぶ。	2通	360	9			○		○	○	○
26	○			発達と老化の理解Ⅰ	人間の成長と発達の観点から老化を理解し、各発達段階での発達課題、心身機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する。	1前	30	2	○			○		○	
27	○			発達と老化の理解Ⅱ	老年期のある人の身体的・心理的・社会的側面の変化、特徴を理解し、高齢者を多面的に理解できる力を養う。「若い」や「死」について考え、自己の死生観・幸福感・老年観の確立に結びつける。	2後	30	2	○			○		○	
28	○			認知症の理解	認知症の医学的側面、種類、特徴、介護方法などの認知症に関する基礎知識を習得し、認知症の人の理解に結びつける。認知症を取り巻く環境、チームアプローチ、家族支援などの視点を養う。	1通	60	4	○			○		○	
29	○			障害の理解Ⅰ	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。＜概論＞	1後	30	2	○			○		○	
30	○			障害の理解Ⅱ	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得する。障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を学ぶ。＜各論＞	2前	30	2	○			○		○	
31	○			からだのしくみ	医学概論で学んだ身体のしくみをさらに深め、人体の構造や機能の知識を理解した上で、根拠に基づいた適切な介護の展開ができる。	2前	30	2	○			○		○	
32	○			医学一般	介護を行う上で心身機能と身体構造は、当然必要で理解しておかなければならない知識である。利用者の病態を正しく理解し、対応を知ることによって、安全でより充実した介護サービスが提供できるよう知識を深める。	1前	30	2	○			○		○	
33	○			こころのしくみ	介護実践に必要な知識という観点から、こころのしくみについての知識を養う。	2後	30	2	○			○		○	

34	○	心理学	心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。人の成長、発達と心理との関係について理解する。	1 前	30	2	○		○		○	
35	○	医療的ケア I	福祉領域の専門家である介護福祉士が、医療分野の理念や倫理を理解し、喀痰吸引・経管栄養についての基礎的知識を習得する。	1 後	60	4	○		○	○		
36	○	医療的ケア II	喀痰吸引・経管栄養・救急蘇生の実施手順、留意点を理解し、安心・安全・安楽に基づいた技術を身につける。	2 前	30	2	○		○	○		
37	○	児童福祉論	社会福祉専門職として必要な児童福祉法関係の知識を身につけ、児童福祉をめぐる情勢を学ぶ。	2 後	30	2	○		○		○	
38	○	地域福祉論	現在の社会福祉の基本理念である地域福祉の推進の意義と意味を理解し、社会福祉専門職として必要な地域福祉に関する法制度と地域福祉をめぐる情勢を学ぶ。	2 通	60	4	○		○		○	
39	○	法学	法学の基本的な理論と構造について学び、社会福祉専門職として法制度を活用できる基礎知識とする。	2 後	30	2	○		○	○		
40	○	経済学	現代社会の経済の基本的構造を学ぶとともに、実際の経済の流れを示す教材を提供しながら、日々の生活と経済の関連を具体的にイメージできるようにする。	3 通	30	2	○		○		○	
41	○	社会福祉援助技術演習	社会福祉専門職として必要な基礎的な援助技術の方法に関する全体像を具体的に学ぶ	2 後	30	1	○		○	○		
42	○	福祉事務所運営論	日本の社会保障制度の公的な地域の窓口である福祉事務所の歴史と機能・役割と課題を理解し、生活保護を中心とした今後の社会保障のあり方に関して学ぶ。	3 前	30	2	○		○		○	
43	○	社会福祉施設経営論	社会福祉施設の経営のあり方に関する歴史と理論を学び、競争原理のもと、措置から契約へと移行した施設経営の今後に関して学ぶ。	3 通	60	4	○		○		○	
44	○	社会福祉現場実習指導 I	相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、あわせて、相談援助の技術やプロセスなどについて学ぶ。	2 後	30	2	○		○	○		
45	○	社会福祉現場実習指導 II	相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、実際に実習に行く実習先の概要と法的根拠、求められる相談援助の機能と技術について学ぶ。	3 前	30	2	○		○	○		
46	○	社会福祉現場実習	社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおり、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶ。	3 前	120	3		○		○	○	○
47	○	社会福祉行政論	社会福祉政策の基盤である行政の基本を学ぶとともに、福祉系核の経緯と今後の展望に関して学ぶ。	3 後	30	2	○		○		○	
48	○	家庭福祉論	児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とそれを取り巻く社会環境について理解する。 また、それらの方々の生活課題を踏まえた適切な支援のあり方を理解する。	3 前	30	2	○		○		○	
49	○	社会学	少子・高齢化や家族形態の変化といった社会変動を社会学の観点から捉えるとともに、相談援助の対象者が抱える生活問題との関連に関して学ぶ。	3 後	30	2	○		○		○	
50	○	社会調査の基礎	社会調査と相談援助の関連を学ぶとともに、相談援助における社会調査の実践的な活用する方法を学ぶ。	3 前	30	2	○		○		○	
51	○	相談援助の基盤と専門職 II	社会福祉政策の基盤である行政の基本を学ぶとともに、福祉系核の経緯と今後の展望に関して学ぶ。	3 前	30	2	○		○		○	
52	○	相談援助の理論と方法	社会保障をめぐる国内外の現状と課題を学ぶとともに、社会保障のあり方に関する複数の選択肢に関して学び、今後の社会保障のあり方を展望する。	3 通	120	8	○		○		○	
53	○	社会保障論 I	障害者と自立支援者の実態について学び、それらを支える法制度として障害者総合支援法の功罪について学ぶ。同時に、障害者制作をめぐる国際動向と、障害者権利条約について学ぶ。	3 前	30	2	○		○		○	
54	○	社会保障論 II	社会福祉専門職が求められる相談援助の理論や価値、倫理などを踏まえ、相談援助の理論と方法についてより専門的に学ぶ。	3 後	30	2	○		○		○	
55	○	老人福祉論 II	老人福祉法の基本理念を踏まえ、介護保険法以外の老人福祉関連政策の動向やそれらの関連について学ぶ。	3 後	30	2	○		○		○	
56	○	障害者福祉論 II	障害者福祉をめぐる国際動向を踏まえ、日本の障害者福祉の同行について学ぶ。そして、障害者権利条約に適合した日本の障害者福祉のあり方を学ぶ。	3 通	30	2	○		○	○		
57	○	生活保護制度	生活保護の原理・原則を踏まえ、日本と欧米の公的扶助の形成過程を学ぶ。そして、日本の生活保護の現状と課題を学び、今後の生活保護のあり方を展望する。	3 前	30	2	○		○		○	
58	○	保健医療サービス	保健・医療をめぐる現状と課題を学ぶとともに、保健・医療と相談援助の関連を学ぶこととおして、今後の相談援助のあり方に関する方向性を展望する。	3 後	30	2	○		○		○	
59	○	更生保護制度	更生保護をめぐる歴史を概観し、相談援助の新たな分野である更生保護と相談援助の関連を学ぶ。そして、これらの課題に関する今後の方向性を展望する。	3 前	30	2	○		○		○	
60	○	権利擁護と成年後見制度	権利擁護に関する法制度の概要を学ぶとともに、権利擁護と相談援助の関連を学ぶこととおして、相談援助の新たな役割について展望する。	3 前	30	2	○		○		○	
61	○	相談援助演習	相談援助をめぐる多様な事例を検討することとおして、相談援助の実践的な技術を具体的に学ぶ。そして、複数の相談援助の技法に関する認識を深める。	3 通	120	4	○		○	○		
62	○	相談援助実習指導	相談援助の実習を行うために必要な知識として、実習先の種別や機能、根拠法などについて学び、実際に実習に行く実習先の概要と法的根拠、求められる相談援助の機能と技術について学ぶ。	3 後	30	2	○		○	○		
63	○	相談援助実習	社会福祉関係の各種機関・団体、施設での相談援助実習をとおり、相談援助業務の実際と相談援助業務の特性について学ぶとともに、個別支援計画の立案を行う。	3 後	80	2		○		○	○	○
64	○	ビジネス実務	職業教育・キャリア教育の必要性和重要性が益々高まってきている中で、学生のキャリアビジョンを構築していく。同時にビジネス能力の向上が図れるよう、ビジネス能力検定ジョブパス3級の検定資格取得を目指す。	1 前	30	2	○		○		○	
65	○	就職指導	学生が自分の能力と適性にあった施設・病院に就職するには、自分自身を客観的に知り、施設・病院側の情報を収集し、筆記試験や面接試験の準備を行う。	2 後	30	2	○		○		○	
66	○	ゼミナール（福祉研究・ICT活用技法）I	働く意義や職業選択の考え方から職業人としての心構えを身につける。また、実施している介護が科学的根拠に基づけられたものであるかを実証していくことの意義を考え、論拠と主張を持って他者にわかるよう論述する方法を学ぶ。	1・2 通	60	4	○	△	○		○	
67	○	ゼミナール（福祉研究・ICT活用技法）II	今の社会における地域課題や未来における福祉業界について、調査、研究していく。自分たちで地域課題、社会福祉課題を挙げ、それに対応するために何が筆世なのか考えていく。同時に、地域活動に参加し、地域住民や生活のし辛さを抱えている人達より情報を集める等積極的に地域に関わっていく。	3 通	120	8	○	△	○	○	○	○
合計					67	科目	186 単位（単位時間）					

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 1）その科で履修した全ての科目について合格している。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： ○○○○		1 学期の授業期間	○ 週

- （留意事項）
1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。